

工事材料価格の急激な変動に伴う長岡市建設工事 請負基準約款第 26 条第 5 項の適用について

平成 20 年 6 月 13 日から適用を開始した、長岡市建設工事請負基準約款第 26 条第 5 項（単品スライド条項）について、下記のとおり運用を拡充することとしました。

記

1 拡充内容

対象となる工事材料について、「鋼材類及び燃料油」の他にも「価格の著しい上昇が認められる資材」を対象となる工事材料とします。

2 適用開始日

平成 20 年 9 月 10 日

3 対象工事

- ・適用開始日時点で施工中の工事（中止中の工事を含む）
- ・適用開始日以降に契約する工事

4 その他

発注者負担分は変更ありません。（対象となる工事材料の価格上昇に伴う増額部分のうち、対象工事費の 1%を超える額）

担当：長岡市財務部契約検査課工事契約係
電話 0258-39-2210（直通）